



東間深井地域説明会

平成22年1月16日(土)

午後2時～午後4時

北部公民館 講義室

出席者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 加藤功

元懇話会委員 勝 関山

参加者数 14名



北本市自治基本条例地域別説明会 東間深井地域説明会

日 時 平成22年1月16日(土)
午後2時～午後4時

場 所 北部公民館講義室

参加者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野

加藤功(庁内検討委員)

勝 豊 関山邦孝(元委員)

参加者数 14人

<質疑応答>

質問 北本市自治基本条例の特色と他市の自治基本条例との違いは何か。また、全国でどのくらいの市町村が自治基本条例を制定しているのか。近隣市の状況はどうか。

回答 条例の制定過程として、市民の皆さんが一から議論して進めてきたこと、制定のための委員会に法律の専門家や学識経験者を入れずに、市民の皆さんの徹底的な議論と職員との話し合いにより条文としてまとめたことが特徴だといえます。

自治基本条例の全国の制定状況ですが、約160市区町村と道県が制定しています。埼玉県内で自治基本条例あるいはまちづくり基本条例を制定している市町村は、まだ13くらいで、近隣では、熊谷市、久喜市、川口市、越谷市などが既に制定しています。

意見 条例の中に箇条書きで良いから、将来の展望を入れてほしい。

質問 将来的な人口減少の説明があったが、税収が減少していくことに市は、どのように対応していくのか。

回答 条例を制定する意義の中でお話しましたとおり、市政のあらゆる情報を市民の皆さんに明らかにして、市民の皆さん、議会、行政間で適正に役割を分担し、三者によるまちづくりを進めていく必要があると思います。

質問 住民参加の具体例を条例の中に見やすく入れてほしい。

回答 第18条の参画と協働で規定していますとおり、市民参画を推進するための具体的なルールは別の条例を定めることとしています。

今後、市民の皆さんの参画の下に、そのルールを決めていくこととなります。

質問 自治会、コミュニティの活動の支援の規定はあるが、社会福祉協議会の支部の活動はどのような位置づけになるのか。

回答 第22条では、「自治会その他のコミュニティの活動を促進するための適切な施策を講じなければならない」と規定していますが、その他のコミュニティとは、地域コミュニティ協議会のみならず、社協支部の活動や

地域の老人会の活動なども含みますので、自治会活動とともに支援の対象になると考えています。

質問 北本市自治基本条例審議会の委員の構成についても、この条例の中で規定しておいたほうがよいのではないか。

回答 北本市自治基本条例審議会につきましては、北本市自治基本条例で市長の附属機関としての審議会の設置を規定し、その委員構成については、他の市長等の附属機関と同様に規則で定めることといたしました。